

幕末・維新期における「経済的集中」と地域商業資本

中山 富 広

I はじめに

報告の目的は、第一に、地域商業資本の動向を、幕末・維新期の市場構造との関わりで明らかにすること、本シンポジウムの統一のテーマとの関わりでいえば、流通構造の変動のなかで地域の商業資本がいかなる社会的結合・結集をとげ、地域の近代化にどのようなかたちで関わっていったのかということを明らかにすることである。第二に、維新変革の経済的基礎過程検討の前提として、藩権力の商業政策・流通政策を「経済的集中」という概念によって再検討することにある。そこでこの「経済的集中」という概念に、若干説明を加えておきたい。一九六七年度の歴研大会準備ペーパーでの小野正雄氏の要約によると、¹⁾民族を一つに結びつける経済的紐帯、すなわち国内市場の形成を究極的にさしているものと考えらる。報告では日本近代化過程における「経済的集中」を、二つの段階に分けて考察していきたい。

まず第一段階は、封建的割拠を生みだすところの一藩的な規模での、したがってきわめて反動的な形での「経済的集中」、第二段階は、後進国日本の、中央集権国家の存立の基盤としての「経済的集中」である。本報告ではとくに市場・流通構造の側面から「経済的集中」の内容を明らかにし、またその過程であらわれる商人資本の結集・分裂（の理念・論理）、²⁾あるいは再編成の諸相——このことが統一テーマの「社会的結合」³⁾にあたると考えているが——を問題にしていきたい。なお、対象とする地域は広島藩、および港町尾道を中心にみていくが、ここで検討する社会的結合の対象集団については、一八世紀初頭以来の商人集団である尾道問屋両仲買および明治六年に結成された諸品商社を素材にしていきたい。両仲買というのは、陸上の物産を取扱う米仲買と海産物を取扱う干鯛仲買のことで、この両仲買と四八株の間屋商人が尾道における商品流通を独占してきたのである。

II 幕藩制的市場構造の解体と地域商業資本

1 天保期以降の流通統制と諸階層

(1) 化政期国益政策の到達点とその矛盾

まず天保・幕末期の階段にあたる化政期の流通政策を簡単に整理しておきたい。広島藩では領内の流通統制と正金銀の獲得をめざして、①領内正金銀の流通・両替の抑制と他国商事資金の貸付・預金の強制、②領内特産物の「自由」な市場選択の抑制、③他国商品の流入制限、④大坂市場への積寄せ強制と大坂売上代銀の置為替強制という四つの柱からなる国益政策を履行しようとしたが、広汎な小商品生産者層や在郷商人・小問屋層の生産・流通まで掌握できず、文政末年にいたり政策自体は破産するにいたった。一見して幕末期の流通統制とならかわらないように見えるが、次の点で幕末期のそれとは本質的に異なっている。すなわちこれらの政策が広島城下や尾道の都市特権商人と大坂問屋商人の旧来の流通ルートのように構築されていることである。このことをもって、藩経済圏の相対的自立化の傾向を否定することはできないが、幕藩制的市場構造を根底から否定するような政策ではなかったと考えられる。

次に、文政末年に広島藩の国益政策が、広範な小商品生産者層の生産と、在郷商人の流通を掌握できずに破産したのは

なぜかといえ、それはとくに瀬戸内海沿岸部において、原料採取・加工・仕上・販売といった社会的分業・地域的分業が進展しつつあり、その先端部にマニユが形成されていたことを想定しておきたい。⁶⁾このように考えると、この化政期における領主と農民の生産・流通上の主要な矛盾は、マニユ形成期ともいえる商品生産および流通と一八世紀初頭以来の幕藩制的商品流通および統制にあったといえる。天保期以降藩権力がどのような対応を示すか、その説明が次の課題となるが、その前に尾道の商品取引における位置を簡単に述べておきたい。

此節風聞ニ承り候へハ、向島之内歌浦ニ於テ新規ニたて場出来申候。左様之義出来仕候而ハ往々ハ当湊急度不景氣ニ相成可申義眼前ニ御座候、其意乍恐奉申上候、去ル天明之始頃迄ハ北国船相登り申候テモ、当湊ヲ限是ヨリ上筋へ罷登り申候義ハ稀ニ御座候処、当時ニテハ北国船ニ限不申、小浦辺船迄モ専兵庫和泉辺へ登り、商内仕候而、当地ニテ登り、商内之義ハ誠ニ穢之義ニ御座候。

この文政八年（一八二五）の史料によると、天明期の初めごろまでは北国船が頻繁に來港し、中継ぎ商業が順調に機能していたことがうかがえる。しかし文政年間にはいと北国船だけではなく、内海の小浦の船までもが兵庫や和泉辺で取引を始め、尾道での取引が圧迫されている状況がわかる。そして彼らが恐れているのは、中継地としての存在を脅かす領内の小浦と、社会的分業が進んだ和泉などの機業地、さらに

は北国船という繋がり新しい市場が形成されることである。ここに天保期直前の尾道商業がおかれていた立場がうかがえるし、藩権力が流通統制に失敗した原因も、この新しいルートを積極的に規制できなかったことにあった。

(2) 天保く幕末期の藩型「経済的集中」

A 諸商品の統制と尾道商人

まず畳表から検討していきたい。これは基本的には次に述べる木綿の統制と同様である。すなわち木綿改所、大坂蔵屋敷、そして大坂商人丹波屋の連携のもとに市場の統制がはかられているということである。しかし注目すべきは、天保十五年（一八四四）に尾道で新たに上登問屋を一五軒設定しているという事実である。この一五軒がどういう商人であったかよくわからないが、明治三年（一八七〇）に、干鰯仲買商人が畳表の取引に進出してきたことを、「畳表煙草問屋商人」が非難していることから考えると、尾道を代表する問屋両仲買集団（問屋四八株と米穀、干鰯の二つの仲買集団、以下「組合」とも表現する）の商人ではなかったと思われる。

次に木綿の検討をおこないたい。これについては丹波屋七兵衛の一手買上げなどについてこれまで多くの研究がある¹¹⁾。で他言を要しないが、尾道を検討した場合、天保十五年に新たに設定された上登木綿屋の性格に注目する必要があるように思われる。竹原屋長兵衛は両替商、栗原屋仙三は四八軒の問屋の一人である可能性が強く、加登灰屋周助は灰屋の分家

筋、福屋屋は全くの新興商人であった¹²⁾。ところが弘化三年（一八四六）には、木綿屋禎次郎・福屋屋喜助・吉和屋十平という新興の商人三人に編成替えされたのであった¹³⁾。つまり従来の特権商人とは別のかたちの商人に、上登せの木綿を扱わせていることは注目しておいてよいと思う。

次に繰綿をみると、天保九年に一〇軒の繰綿屋株が設定され、それ以外の商人が「繰綿実綿ハ勿論打綿たり共、都而繰類一切取引不相成候事」となったことに対して、問屋両仲買の猛反対がおこっている¹⁴⁾。これも畳表・木綿統制にみられた問屋両仲買への締めつけの延長であると考えられる。

尾道の代表的な都市加工業としては、碇の製造が有名であった。天保期にはいると、技術独占の崩壊、経営の危機からくる大坂碇問屋の締めつけ、値段の低下などによって鍛冶屋たちは経営困難におちいった¹⁵⁾。しかし藩権力は鍛冶屋たちの自由な商品取引願いをしりぞけつつ、木綿屋禎次郎に販売の独占を認可したのであった¹⁶⁾。

その他の商品についても簡単にふれておく。まず木綿屋禎次郎に三次物産と国産の正石灰の販売独占を許可し¹⁷⁾、尾道奥産物（もちろんこれは、三次物産とともに農村部の商品流通を幅広く、かつ深いところまで統制しようとしたものにはかならないが）と油移入は大坂蔵屋敷と丹波屋が掌握することになった¹⁸⁾。こうして権力の流通面への介入と新しい商人の設定によって組合の流通独占権は次第に後退せざるをえなかったのである。

B 問屋兩仲買と藩権力

さてここでは、問屋座会所・諸品会所をとりあげながら、組合と藩権力の関係を検討する。文政期の尾道には、組合内部の関係を相互に規制する問屋役場、組合構成員に短期融資をおこなう問屋座会所があり、これらは組合員のなかば「自治」によって運営されてきた。ここでの彼らの結合の論理は、港に出入りする船舶との取引を組合総体として独占することにあつたと考えられるが、さきにみたように流通構造の変化によって結合の論理それ自体も危機にさらされていたといえる。

そのようななかで天保八年（一八三七）に藩権力の主導によって、問屋兩仲買と関係の深い上層金融資本（町年寄など）の出資によって、諸品会所が設立される。従来この諸品会所については、問屋座会所と同様の機能、つまり組合構成員に金融融資をおこない、組合員の経営にテコいれしようとしたものであると評価されてきたが、詳細に検討すると、まったく異なる機能をもたされていたことがわかる。

まず第一に、問屋座会所が米穀・干鰯兩仲買に仕入元手金のみで融資であつたことに対して、諸品会所は木綿や畳表などを取扱う雑多な問屋や小問屋層にも金融の範囲を広げようとするものであるということ。第二に、問屋座会所が領外の荷主（船頭）へ即金を支払うための金融であつたのに対し、諸品会所はそれらの機能に加えて、「入津之品々其外奥郡々繰出候荷物御為替貸相成候」とあるように、荷為替金融をも

目的とした会所でもあつた。⁽²⁴⁾ 諸品会所が産地に荷為替を組むことは、組合商人や大坂特権問屋層から商品流通の主導権を奪おうとしたものと評価することができよう。⁽²⁵⁾

つまりこの会所設立の目的は、組合の経済的支柱であつた問屋座会所を骨抜きにし、組合仲間を自己の掌中におさめ、かつ尾道周辺の商品生産・流通までも掌握することにあつた。そのあらわれが早くも弘化年間に、問屋座会所を問屋座御場所、諸品会所を諸品御役所と改称して藩の直轄としたことにかがえる。⁽²⁶⁾ こうして組合商人の商品取引は「天保度之頃々追々相衰へ、弘化度ニ至り益衰微いたし」、同時に問屋座御場所も「時節柄ニつれ、昨戊年（嘉永三年）御不勘定」となつた。問屋兩仲買の流通ルートは弘化年間に降ますます衰微にいたり、問屋座御場所も相続それ自体が危うくなつていたのである。

(3) 小括 幕藩制的市場構造の解体

以上、藩権力の政策基調は新興の市場・流通ルートの成長に対して、それらを規制しようとし、さらに旧来の都市特権商人集団をも規制しながら流通統制をはかろうとするものであつた。藩権力の流通統制及び流通の概要を天保期以前と以後にわけて図示すると図1、図2のようになる。木綿屋楨次郎に代表されるような従属商人を地元に出出しながら、組合組織を換骨奪胎して、また大坂にも丹波屋七兵衛⁽²⁷⁾という楔を打込み経済の集中をはかるものであつたといえる。これは

化政期の国益政策とは本質的に異なるものであり、ここではこの藩の市場統制のあり方から藩型「経済的集中」と規定したい。³¹⁾

この藩型の「経済的集中」は、芝原拓自氏による肥前藩などや、最近の井上勝生氏による長州藩などの研究から推測し³²⁾、いわゆる西南雄藩には型や程度に差異があるものの、「経

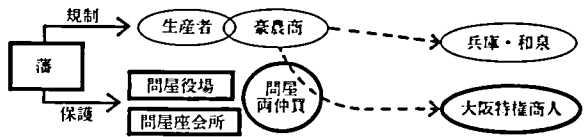


図1 文政期の流通および統制

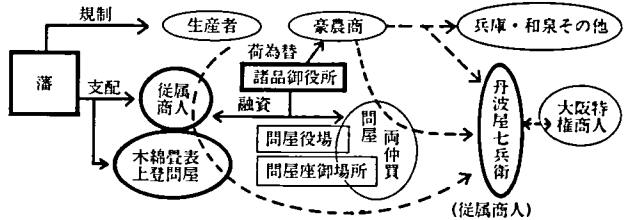


図2 天保期以降の流通および統制

済的集中」が広島藩以上に進展していたと考えられる。そう考えると幕藩制的な市場は、各藩の強力な国益政策・商人化Ⅱ藩型「経済的集中」による直取引と市場破壊によって、解体に瀕していたということが推測できる。³³⁾そしてそうした「経済的集中」にいたらしめた真の原因こそが、マニユ形成期に対応する新興の商品流通ルートであった。西南雄藩諸藩は従属商人を駆使しながら、この「国民的」市場と、旧来の問屋制に代表される古い市場双方を解体させようとしたながら「経済的集中」を進めていこうとしたのである。³⁴⁾そしてその尾道地域における具体的な表現が、少数の商人への商品集中と諸品会所の設置であった。

2 幕末の経済的集中の局面と地域商業資本

ここでは、まず前節をうけるかたちで尾道の代表的な商人資本や組合商人、さらには従属商人の経営動向を検討し、そして次章との関連で、広島藩における藩型「経済的集中」の挫折を維新政権と外庄の関わりをなかで考えようと思う。

(1) 尾道の地域商業資本

まず近世中期からの尾道の代表的な商人で、組合商人に金融投資をおこなっていた灰屋吉兵衛家の検討から始める。図3によると、藩札下落の影響をうけて天保の初年から資産の著しい減少をきたしている。また幕末期の収支を検討する

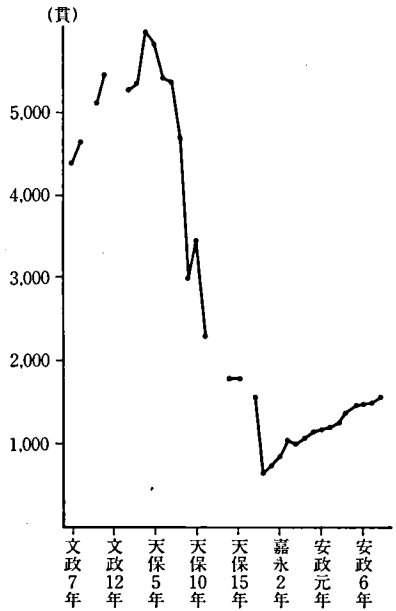


図3 灰屋（橋本吉兵衛家）の総資本（正銀換算）の推移

と、⁽³⁵⁾ 為替貸利が絶対的にも相対的にも悪化しているというこ
と、そして同家の蔵敷銀が安政五年（一八五八）以降収入せ
口であることは問屋両仲買の商品取引の悪化を間接的に示す
ものである。

問屋両仲買の経営悪化に関する具体的なデータはすくない
が、⁽³⁶⁾ 「米干鯛仲買小売屋共、必至難渋ニ落入商事休職相成
居」⁽³⁷⁾ などという文言や前節(2)から明らかであろう。そして
「米干鯛仲買共々願出之通、已後人数増不致旨御聞届相成候
上者」⁽³⁸⁾ とあるように、なんらかのかたちで両仲買の権力的再
編成がおこなわれようとしたことも推測できる。同様に問屋
四八株も経営破綻によって売買や貸借がおこなわれており、
組合の人的構成は大きく変動しつづつあったといえる。

さて次に、従属商人あるいはそれに準ずるような商人の経
営をみておく。まず前節(2)Aで紹介した木綿屋禎次郎である
が、彼は嘉永から幕末ごろまで町の組頭格で町政にも参加し
ていた従属商人であるが、豪商とよばれる存在には程遠い商
人であったように思われる。三次地方の産物の売りさばき独
占を許可されたとき、「右下ヶ渡シ代銀為質物差入可申様被
仰付、右ニ付私所持之家督書入置申度奉存候：依之私所持之
居宅建所共不残当町三原屋幸助え差向、右諸品代銀御上納皆
済」⁽³⁹⁾ したことから考えて、禎次郎に経済行為の主体があるの
ではなく、藩権力に主導性を奪われている資金力に乏しい商
人であったことがうかがえる。

次に組合から逸脱しつづつあった商人・灰屋三郎助の場合を
検討しておく。彼は、近世初頭以来の有力商人である灰屋次
郎右衛門家の幕末期における当主であり、その意味では名門
であり組合の構成員（北国問屋）でもあった。

A 私義去ル天保五年（一八四二）已来、諸品御役所ニおゐて
商物仕入金御拝借仕居申候処、弘化年中商事向ニ付大造
之損失仕、其後不仕合打統御上納之業難相叶、恐多義ニ
者奉存候得共：殊更近年類商売多仕込物不捌、彼是ニ而
只今之振合ニ御座候而者逆も取統御上納出来仕申間敷：
B：御察し可被下、金はなし、札は少してもたまり候へは、
八拾目でも八拾五匁でも金にいたし置不申ては、益後に
なりても米も大豆も被買不申候、誠に大困りに御座候
彼の経営状態を端的に示すものとして右の史料をあげた

が、諸品御役所つまり藩権力に莫大な借金を残し、経営的にはまったく破綻していたことがわかる。幕末期に組合を逸脱しつつあったという意味は、さきの木綿屋楨次郎のようなタイプではなく、徹頭徹尾藩益論者であり、彼の発言や行動が一部組合の利害関係と合致したもののように見える場合でも、その本質は藩益優先のために都市商人と新興の豪農商を徹底的に利用するという、まさに藩型「経済的集中」あるいは封建割拠制に合致した思想に貫かれていたからである。

その三郎助が問屋役場頭取に就任していくのが嘉永年間以降であり、組合仲間の政治向きの支配をおこなっていくわけである。彼の頭取就任が組合の結合論理にいかなる影響をあたえたか検討しなければならないが、ここでは次のように推測しておきたい。三郎助と親交のあった林屋要助——彼は新興の都市商人・運輸業者であり、尾道・大坂間の定期航路であった一六早船の独占を、三八早船によって崩し、幕末ごろには一六・三八とも掌握した——が、明治初年に、組合仲間商人の資金的協力をえられずに尾道から去っていったこと、さらに紀国屋得兵衛（彼も学者あがりの新興の商人である）が、「人々私心多キニハ頗ル閉口、尾道役人ハ言も更ナリ」であるとか、「尾道人多ハ私論ニ陥り、大活眼ヲ開くもの絶而無之、実ニ可憐事ニ候」などという組合への批判を、林屋要助に書き送っていること、の二点から考えて、幕末維新期の組合は逆に、これらの政治的な商人や従属商人に批判的な動きを示していたということが考えられる。つまり、商品流

通上における危機を迎えつつ、天保期以前の、組合総体として町内部における独占をはかるという結合論理（このこと自体権力によって承認されていたが）から、権力的な支えがなくなりつつあるなかで、町自体の衰微の危機、新興の流通ルートを掌握する豪農商への対処などにむけて、新たな結合論理を迫られている段階であったといえよう。

(2) 藩型「経済的集中」の挫折

さて以上述べてきた藩型「経済的集中」は、広島藩を対象に扱ってきたが、西南雄藩でも様々なかたちで進行していたであろうことはさきに指摘した。藩型「経済的集中」から日本的な規模での「経済的集中」への移行は、討幕から新政府の成立、版籍奉還、廃藩置県へといたる「政治的集中」によって飛躍的に進められていったが、その直接的な契機は列強との関係において存在したと思われる。大石嘉一郎氏によれば、新政府は対外的に統一主権国家として自己を確立するために、対内的には全国的な流通機構を掌握することをはからねばならず、ここに旧来の諸藩の流通規制を解体し、さらに藩営商業を禁止して、商品流通を「自由」化する必然性があったのだとされている。「自由化」といったのは、一藩の「経済的集中」に対しての「自由」であり、新政府の当面の課題は、マニユ形成期ともいうべき一九世紀初頭以来の新興の商品流通ルート、すなわち国民的な市場の広がりをいかにしてとらえ、開港場を頂点とした流通機構を形成させるかにあつ

た。

具体的には、六九年二月に三都の豪商を動員して為替会社に参加させ、流通機構の全国的再編成が開始された。⁽⁴⁾ そのようななかで広島藩では旧来の商品流通統制の撤廃を明治二年（一八六九）八月に公布するが、これはまさに広島藩における一番型の「経済的集中」の挫折と日本的な規模での経済的集中がこの地域にも及ぶことを宣言したものであった。

こうしてこの地域においては、新しい結合の論理と商品取引の優位をめざす問屋両仲買、そして新興の豪農商、さらに新政府との結合によって経営破綻から息をふきかえし、荷為替金融を軸にして市場掌握をめざす中央資本（政府）の対抗・連携の局面が過ぎに問題となってくるのである。なお周知のことであるが、為替会社の成績は上がらず、明治四年七月の通商司廃止の頃より横浜為替会社を除いて衰退していった。これは自由貿易を強制する列強の圧力に加えて、各地域における新旧の地域商業資本が国家の流通統制に対して抵抗したからにほかならない。

III 明治初年の「経済的集中」と地域商業資本

為替会社に参加した中央の豪商たちは、その後府県や政府の公金を扱う府県為替方に競って進出していった。広島県において、鴻池や加島屋の蓬萊社と小野組が官金取扱や物産の独占をめざして、広島に支社を設置している。そこには維

新期の開港場と生産地市場を直結させる流通ルートに加えて、生産地市場と消費地市場を直結し国内市場における優位性を復活・維持しようとする中央の商業資本の動向がうかがえる。これが当地域からみた明治初年以降二十年ぐらいたまの流通面からみた「経済的集中」のあらわれの一端であるが、以下、まずこれらと地域商業資本の関係を、尾道に限定して検討していきたい。

1 中央資本の進出と尾道米綿商社

ここでは組合の系譜を直接引いていないと思われる、つまり図2の豪農商の流通ルートの把握・発展をめざした、尾道米綿商社をとりあげる。限られた史料しか残っていないため、十分言及できないのが残念であるが、以下のようなことがいえると思う。

明治六年に尾道米綿商社が県によって認可され、日高得兵衛所持宅に設置された。⁽⁵⁾ もともと米綿商社は伊達権令の主導のもとに、城下の豪商につくらせたもので、その意味ではさきの為替会社など中央の豪商との独占的取引をめざしたものと推測できる。尾道におけるその分社の設立経緯も、尾道市場圏の把握をねらった県当局の思惑が絡んでいたであろう。この商社へ参加した者は、よくわからないが、尾道商人を批判していた日高得兵衛を筆頭に、「銘々米商内本業之者」、つまり問屋仲買小売を本業とする一部の米穀商人が参加し、

それに米穀・綿取引の關係をもつ近在の豪農商が参加したものと推測できる。⁽⁵¹⁾そしてこの尾道米綿商社の資金源となったと考えられるのが小野組であり、ここに荷為替を軸に商品流通の把握をねらう府県為替方と地域の商業資本の關係が表現されているであろう。

しかし注意しなければならぬことは、尾道米綿商社が明治九年に破産した事実から明らかのように、これらの流通關係が、小野組の破産やなんらかの事情によってストレートに発展していないことである。見方をかえれば当時米・綿などの「国民市場」の担い手にならざるをえなかった豪農商の流通面における主体的な発展が困難であったことがうかがえる。この地域におけるその原因には開港の影響が想定できるし、また旧来の姿から変貌しつつあった問屋兩仲買の存在があげられる。そこで次にその問屋兩仲買の動向を簡単に述べてみようと思う。

2 尾道問屋兩仲買の結合形態

幕末・維新时期に中央の豪商が権力と結びつくことによって経営破綻の危機を回避し、政府の「経済的集中」のための一分肢となったのに対し、尾道の問屋兩仲買が如何なる対応を示したか、明らかにする。

(1) 諸役所機能の合併

明治三年、広島藩はそれまで独自の機能を有していた問屋役場を町役場と合併させた。ついで四年に問屋役場を廃止し問屋座御場所引受とするが、その問屋座も翌五年には廃止されて諸品御役所に合併となり、終に旧問屋仲買組織は解体されることになった。⁽⁵²⁾この流れは問屋兩仲買の結合に大きな変動を与えたことは想像がつくが、しかし注目すべき点は、そうした一連の合併の前に、新たに開発された北海道市場をめぐって、上層金融資本家である灰屋吉兵衛や旧問屋四十五人が、灰屋次郎右衛門家（三郎助）などの北国問屋にかわって、その物産（肥料）の取引独占をちとったことである。⁽⁵⁴⁾

このことは、尾道の旧問屋兩仲買にとって、第一に、北海道産の肥料移入を独占することによって地域の農村や豪農商と主体性をもった恒常的な取引が期待できたこと、第二に、天保期以来商業活動を攪乱してきた従属商人に勝利したことの意味しており、彼らの結合に大きなインパクトを与えたと考えられる。

さて、このような経緯を経ながら尾道の上層金融資本と問屋兩仲買が旧藩宮役所である諸品御役所に結集していったのである。しかしその実態は、諸品御役所の莫大な借金や貸付未収金の責任を取らされたものであった。⁽⁵⁵⁾

(2) 諸品商品への結合

明治六年九月、島居儀右衛門・天野嘉四郎を正副の社長として、そして旧組合商人をメンバーとした諸品商社が誕生し

た。業務は、問屋座御役所と諸品会所の機能を受継いだものである。

其区内尾道諸品商社え旧藩貸下年賦返納金、明治八年の未済ニ就而ハ、今般大蔵省より督責有之、甚以不都合之事ニ候条、当三月中取立至急上納可致候様可有達候事⁽⁵⁶⁾

諸品商社は、旧藩營役所であつたにもかかわらず、県や政府からなんらの特権もえることなく、逆にもともと広島藩が投資してあつた資本の引き上げ政策に苦しめられる。右の史料はその様子を示したものである。政府は「只一地方の便宜は、特に之れが許容を与ふるの限に非ず⁽⁵⁷⁾」と商社の歎願を退けたのであつた。商社が破産しなかつたのは、第一に、正副社長や灰屋吉兵衛などの地域の金融資本の融通があつたこと、第二に、諸藩の規制がなくなつたことなどから、北陸・四国・九州・大坂そして新たに東京との取引を確保していること、そして第三に地域の豪農商を、もちろん他港との競争は激化しているものの、肥料などの供給源としての尾道町が繋ぎとめえたこと、あるいは米綿商社に参画した彼らを諸品商社に組込みえたことなどが推測される。とくに第二・第三の点からみて、明治十年代までの諸品商社は、明治政府が進める「経済的集中」のなかで、その流通構造の単なる一地方的担い手としての存在ではなく、その根底に横たわりブルジョアの発展を背景にした国民的市場の担い手（あるいは地域市場圏の中心地）という性格の側面を強くもつていたと解することができる。

そのようななかで明治十年に、諸品商社の下部組織である港栄社（これは旧問屋層の結合）がつくられ、以下三品仲買商の組織である港盛社が設立された。三品仲買は旧両仲買から分立した組織で、同時に穀物仲買・干鰯仲買も同様の結社をつくっていることが推測され、ここに諸品商社を頂点として——その上にはさらに明治十二年に尾道商業資本と地域の

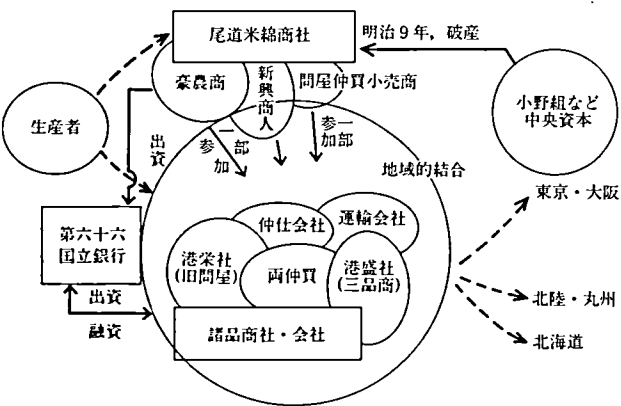


図4 明治20年頃までの流通と結社

豪農商が設立した第六十六国立銀行があるわけだが——その下に、図4に掲げたような組織・組合が何層にも構築された結合体⁵⁹ができて、地域内外の荷主との取引を実現していたのである。

したがって、これらの地域商業資本の結合の理念も旧藩時代と較べて、つぎのように変化してはいないかと考えられる。ひとつには、明治初年から十年代にかけての「経済的集中」と不平等条約下における開港の影響のもとで、地域産業・地域商業の存亡をかけて、中背集団や運送業者さらには周辺部の豪農商などを含みこんだ、取引秩序の形成と地域利益の維持のために結合するということ、換言すれば、国家権力に対抗する地域的結合あるいは地域主義といえるところ⁶⁰。つまり国家がつくりだそうとする国内市場と、地域に根ざした国民市場との対抗関係がここに表されているであろう。明治二十年頃までの地域における「近代化」の担い手としての地域商業資本の存在意義、あるいは地域の「近代化」にどのようなあたりで関わっていったのかという、冒頭に示した課題への解答はこの点にあったといわざるをえない。

IV 要 約

以上、述べてきたことを地域商業資本の動向に限って整理し報告を終えたい⁶¹。職縁的結合をとげてきた尾道の組合は、天保期以降幕末期の、さらに明治初年の「経済的集中」によ

って結合そのものの危機を迎えることとなった。具体的には、藩権力Ⅱ従属商人、新政府Ⅱ三都の豪商といった勢力が、マニユ形成期に対応した国民的市場を完全に圧倒しようとする政策の過程で、旧来の都市特権商人集団といえども除去さるべき流通機構体として攻勢をかけたからであった。明治初年、旧組合商人集団は、周辺部の豪農商や尾道町の全階層を取込みながら、地域的な結合論理のもとにその再生をはかろうとしたのであった。ここに近代成立期の国家と地域の流通面における対立的な関係が表れているといえるが、その地域主義も二十年代における天皇制国家の成立、鉄道網の広がり、さらには三十年代の産業革命などによって切崩されていったのではないかと見とおしておきたい。

註(1) 小野正雄「大会準備にあたって」(『歴史学研究』三二三号、一九六七年)。

(2) 地縁的結合とは別の論理の結合体である職縁的結合をもつ近世日本の商人集団の結合については、近年、賀川隆行「都市商業の発展」(講座日本歴史6 近世2 東大出版会、一九八五年)、今井修平「近世都市における株仲間と町共同体」(『歴史学研究』五六〇号、一九八六年)、馬場章「近世後期における問屋仲間と海上輸送」(『歴史評論』四七〇号、一九八九年)などの成果がある。

(3) 近世都市における都市民の結合様式は、地縁的結合・職縁的結合・擬制的家結合があったことが明らかにされているが(今井前掲論文)、ここでは近代成立期における「社会的結

合」の内容を限定しておきたい。日本近代形成期には、政治的集中・軍事的集中、そして経済的集中が急激な勢いで進行した。社会的結合はその過程で生ずる階級的分裂・対抗・従属のなかで形成されてくる様々な結合と最低限とらえておきたい。したがってこれらはすぐれて階級関係のなかでとらえなければならぬ概念である。本稿では、近世の職縁的結合論理から、近代初期の地域的結集（地縁的結合ではない）へ向かわざるをえない商人集団を、社会変革のなかでとらえようとするものである。

(4) 一八世紀における尾道の商人集団については、別稿「尾道における商人仲間の成立と展開」(文献出版「瀬戸内海地域史研究」掲載予定)を用意している。

(5) 土井作治「近世国益政策の特質」(「史学研究」一二四号、一九七四年)。

(6) 長州藩の木綿織に関しては、古くより論争があるが、基本的に芝原拓自「幕末における政治的対抗の基礎的形成」(「土地制度史学」一〇号、一九六一年)や井上勝生「幕藩制解体過程と全国市場」(一九七五年度歴史学研究会大会報告「歴史における民族の形成」)などで主張されている。「小営業段階からマニユ段階への過渡期」を念頭においている。また綿や蘭などの原料・半加工品が内海地域で交易され、さらに農民的飯米消費市場の形成(本城正徳「近世中後期における経済発展と米穀市場」(「日本史研究」二五九、一九八四年))にみられる地域的分業は、マニユ形成期に対応した分業のあり方であると考えている。

(7) 誤解を招かないためにつけ加えておくと、今回の報告では、

この一九世紀初頭以来のブルジョア的な農民経済の発展についてはあまり触れることはできないが、日本近代化を下から支える基本的な勢力であったことにかわりがないことをここで強調しておきたい。

(8) 「乍恐奉願上候口上之覚」(文政八年極月)(「尾道商業沿革史料」諸願(九州大学九州文化史研究所蔵))。

(9) 「粟田年誌」(天保十五年十二月の条)(「新修尾道市史」第六卷、六七〇〜六七二頁)。

(10) 同右(明治三年七月の条)(「新修尾道市史」第六卷、七五二頁)。

(11) 山中壽夫「幕末藩政改革の比較藩政史的研究」(「地方史研究」六八・六九号、一九六四年)。

(12) 「尾道商業沿革史料」(九州大学九州文化史研究所蔵)。

(13) 「拾肆日町役方年誌」(弘化三年、金光図書館所蔵、以下断わりのないものはすべて同館所蔵によるものである)。

(14) 「拾肆日町役方年誌」(天保九年)。

(15) 「拾肆日町役方年誌」(天保十三年)。

(16) 「拾肆日町役方年誌」(天保五年、六年)。

(17) 「拾肆日町役方年誌帖」(天保八年)、「拾肆日町役方年誌」(弘化四年)。

(18) 「拾肆日町役方年誌」(弘化三年)。

(19) 「十肆日町役方年誌」(天保五年)、「広島県史近世資料編

IV 一八二三号(嘉永三年)。

(20) 「拾肆日町役方年誌」(天保八年、弘化三年)。

(21) 「新修尾道市史」(「広島県史」など)。

(22) 「久保町金光屋与三平宅御借借二相成行試有之候処、尚又

此節々米場町三木屋儀八郎抱家ニおゐて今一ヶ年行試有之候間、諸問屋仲買共他向受引之諸品、手元融通差支候節ハ同所へ願出候」(「拾肆日町役方誌」(天保八年))ということでは諸品会所が発足するが、その場合「諸問屋仲買共」の「諸」に注目したいが、こういう使い方はほかにはなく、組合を指す場合には必ず「問屋両仲買」あるいは「問屋仲買」と明記されているので、組合以外の商人も含めた用法と考えられる。

(23) 「橋本三郎助覚書」。

(24) 青木茂「尾道に於ける問屋組合・問屋座・諸品会所」(「経済史研究」第二九巻五号、一九四三年)ですでに指摘されているが、そのことを通して諸品会所のもつ歴史的意義までは述べられていない。

(25) 新保博「徳川時代の商業金融―荷為替金融をめぐって」(「国

民経済雑誌」一一五―一、一九六七年)。

(26) 「商務部奉答書」(明治十八年五月)、「新修尾道市史」第五巻、四〇―四三頁。

(27) 「問屋座御場所之儀ニ付奉申上候口演」(嘉永四年)。

(28) 「諸控」(嘉永二年)。

(29) 従属商人の規定については、井上勝生「尊王攘夷運動と公武合体運動―幕末期政争の基礎構造―」(講座日本近世史7 開国)有斐閣、一九八五年)を参照。

(30) 井上勝生・前掲註(29)論文によれば、丹波屋は長州藩の従属商人でもある。また氏が長州藩の従属商人とした大和の村島一族も「薩摩藩国産会所」に深く関わっており(「改訂大和高田市史」後編、一九八六年)、従属商人の複数藩への「従属」をどう評価するかなど、問題が残っていると思う。

(31) なお付言すれば、都市商人に莫大な被害をあたえた、嘉永五年のいわゆる五〇〇掛け相場(銀札の五〇〇分の一切下げ)についてであるが、従来は財政面からのみ言及されてきたが、これも「経済的集中」のための権力的措置としてとらえなおす必要があるように思う。

(32) 芝原拓自「明治維新の権力基盤」(御茶の水書房、一九六五年)、井上勝生・前掲註(6)論文、同註(29)論文など。

(33) 周知のことであるが、「諸色取締之儀ニ付奉候書付」(大阪編年史)第二〇巻、天保十三年十月、「御触及口達」(大阪編年史)第二〇巻、天保十三年十月二十七日、「南町奉行取調書」(大日本近世史料 諸問屋再興調七)三四八―三四九頁、嘉永七年八月)などの著名な史料は、とくに西日本の藩の動きを反映したものであろう。

(34) 井上勝生・前掲註(29)論文。しかも「領主的絶対主義的統一市場の反動的形成と国内市場の形成は、このように徹底的に対抗し、そこに如何なる意味での妥協もない。いわゆる領主的ブルジョア勢力に体する、「ある程度」の自由の容認や対応はいささかも存在しない」(二二〇頁)と述べられており、この点基本的に賛意を表したい。

(35) 「本家惣勘定帳」(各年度、広島県立文書館所蔵)。

(36) 「新修尾道市史」第五巻に若干帳簿資料が掲載されている。また金屋文書に安政期の勘定帳もあるが(尾道市立図書館蔵)、繁雑を避けるために省略した。これらの資料を使用しながら、中山「近世後期における貸付資本の存在形態」(「史学研究」一七二号、一九八六年)では、地域豪農商の尾道商人資本への資金融資の動向も含めて紹介しているので参照さ

りたい。

- (37) 「広島県史近世資料編IV」一八五九号(嘉永五年)。
(38) 「橋本三郎助覚書」。
(39) 「十肆日町役方年誌」(天保五年)。
(40) 近世初期の尾道の商人および町の動向については、中山「近世初期の尾道における商品流通」(「日本研究」三号、一九八七年)を参照されたい。
(41) 「諸品御役所宛橋本三郎助口上」(安政六年十月)。
(42) 「灰屋三郎助書翰」(七月十二日)、「新修尾道市史」第二卷き、五〇一頁)。
(43) 「御國中尾道辺ニ而、毎月何万俵と申候御振合ニ而、御売払相成候得者直段も余程之違も有之：尤大坂表ニおみてハ下地御借り入金、猶已後ニも差向御用向等之義可有之との御深考ニも御座候へ共、御払米直段違并ニ御立入之方角へ被下候扶持方、何角之御失費委數御算用相成候へハ、五朱之御借入金ヲ七八朱ニも、其上御銀主方之義ハ御立入と申斗ニ而、御国民と違ひ御非常ニ而御用便相備へ候ニも無御座、畢竟御利息并ニ被下米其外種々之利益ニ心寄セ居候義ニ付き、火急之御用蒙候而も不便利之廉少しニ而も有之候得者御断可申上候、左候而者約ル処御手当テニも相成中間數、大坂為御登米御差止之一段ニ被成候」(「橋本三郎助覚書」)とか、「大坂御借銀当分之元利共御払出御延引被為遊、是迄御上米之俵數當、湊ニおみて近国之商人共呼集、時之相場ヲ以入札御払下ケ相成候へ者、大坂ニ而御払米相成候よりハ急度高直ニ相捌ケ、悉皆御国用ニも相成可申と奉存候」(同上)などに、国益優先の思想が貫かれている。なお詳しくは、「新修尾道市史」第二

卷(四八一―五〇一頁)参照。

- (44) 「十四日町役方年誌」(天保六年)、「履歴書」(「新修尾道市史」第二卷、五〇五頁)。
(45) 「竹内要助宛日高南洋書翰」(六月一日)、「新修尾道市史」第二卷、五四五―五四六頁)。
(46) 「自由民権運動の「基本的人権」論とその基盤」(「基本的人権2歴史I」東京大学出版会、一九六八年)。
(47) 商法司段階からの詳細な研究については、丹羽邦男「わが国土地領有制の解体過程とその特色について」(「土地制度史学」一一号、一九六一年)に依拠し、また明治初年の「経済的集中」のあり方については、松本四郎「幕末・維新期における経済的集中の史的過程」(「歴史学研究」三二九号、一九六七年)に多くを学んだ。
(48) 「広島県史近世資料編IV」二三六四号(明治二年)。
(49) 「尾道町年誌」(「新修尾道市史」第六卷、五七〇頁)。
(50) 「広島権令伊達宗興ノ県治ニ関スル探索書」(明治七年)、「大隈文書」、広島県立文書館架蔵写真版)。
(51) 「米綿商社歎願書」(明治七年九月)、「新修尾道市史」第五卷、一二八頁)。
(52) 「米綿商社歎願書」(明治九年三月)、「新修尾道市史」第五卷、一三二頁)。
(53) 青木茂「尾道に於ける問屋組合・問屋座・諸品会所」(「経済史研究」第二九卷五号、一九四三年)など。
(54) 「尾道商業沿革史料」雑録卷(九州大学九州文化史研究施設所蔵)。
(55) 「諸品商社問屋座貸付金之儀ニ付記」(「新修尾道市史」第

五卷、一四六頁。

(56) 「県出納課々第十大区々長宛役用書翰」(明治九年三月九日)、「新修尾道市史」第五卷、一三二頁。

(57) 「諸品会所の事」(「新修尾道市史」第五卷、五六三頁)。

(58) 「備後史談」第八卷二号(「新修尾道市史」第三卷、三一五～三一六頁)。

(59) 「尾道商業沿革史料」(「新修尾道市史」第五卷、一四八～一五六頁)。それぞれの結社は、たとえば「港・盛・商・売・繁・栄」などというように、いくつかの組に分れていた。

(60) たとえば、明治四年に尾道全階層をあげての港湾の掘り浚えにおいて、一八四の団体や個人(これには港に出入りする他国船籍も含む)、さらに「町」が、人夫と土捨船を供出していること(「尾道商業沿革史料」雑録式)などにも表れているだろう。

(61) 当日の報告では、最後に「問題点の要約」として、西日本における藩型「経済的集中」の意義、天保期以降出現する従属商人をどう位置づけるか、瀬戸内海地域における開港の影響について、の三点を提起したが、問題の提出の仕方が余りにも未熟なものであったのでここでは省略する。

〈付記〉 本稿は、昭和六十三年度科学研究費補助金奨励研究(A)

「近世瀬戸内地域における商業資本および市場形態に関する基礎的研究」(課題番号63710136)の成果の一部である。また史料調査・閲覧に際し、金光図書館・広島県立文書館の皆様にご多大な便宜を与えていただいた。記して謝意を表させていただきます。

(広島大学総合科学部)

Economic Centralization and Local Trading Capital at the *Meiji* Restoration

by Tomihiro Nakayama

The commission agent circle in Onomichi who had established their own close relationship on the basis of the trading business was forced to face the crisis of breaking it by the 'Economic Centralization' which happened from the late *Edo* Era (from *Tempo* Period) to the early *Meiji* Era. To be concrete, *Han* (feudal clan) authority and the merchants under its patronage, and then *Meiji* New Government and the Merchant's Capital of "*San-To*" played the part of suppressing the old-time commission agent circle as a distributive machinery to be removed, executing the policy of engrossing the national market at the early stage of manufacture.

However, depending on the local principle of uniting together, the commission agent circle tried to regenerate its power in cooperation with wealthy farmers and merchants in the neighboring villages and towns, and all social strata in Onomichi. Here we can find an opposing relation in the aspect of distributing machinery between the State and the local community in the formative period of modern Japan. It is this role that the local trading capital played in the modernization of Japan.